

告 示

埼玉県告示第四百八号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習の実施方法及び日程

イ オンデマンド配信での実施

令和八年八月三日から同月三十一日までの間に講習動画を視聴する。なお、講習動画の視聴方法については、別途対象者宛てに通知する。

ロ 会場配信での実施

(一) 令和八年十月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県衛生会館

(二) 令和八年十月二十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県衛生会館